

# 令和7年度九州農政局補助事業再評価 技術検討会（説明資料）

各地区の論点と地元意向・効果発現状況

令和7年12月  
九州農政局

## Ⅰ 第二多良木地区（熊本県）

事業名：水利施設等保全高度化事業

主要工事：用水路 32km、用排水路 19km

事業工期：平成27（2015）年度～令和8（2026）年度

- ・本地区は、用水路の不同沈下による越水・漏水等による用水不足の解消、用排水路の老朽化による維持管理労力の軽減のため、用水路及び排水路の更新を実施している。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに用排水路の整備は約9割（46km/51km）進捗している。
- ・地元（町、改良区、農家）からは、早期に事業効果が得られるよう、事業の早期完成を要望されている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和8年度完了に向け、着実に事業を推進する。

# Ⅰ 第二多良木地区（熊本県）

○本地区の用排水路は、供用開始から30年以上が経過し、用水路の不同沈下による越水・漏水等により用水不足が生じ水管理に苦慮するとともに、用排水施設は、老朽化の進行で維持管理に多大な労力を費やしている。

○用水路工

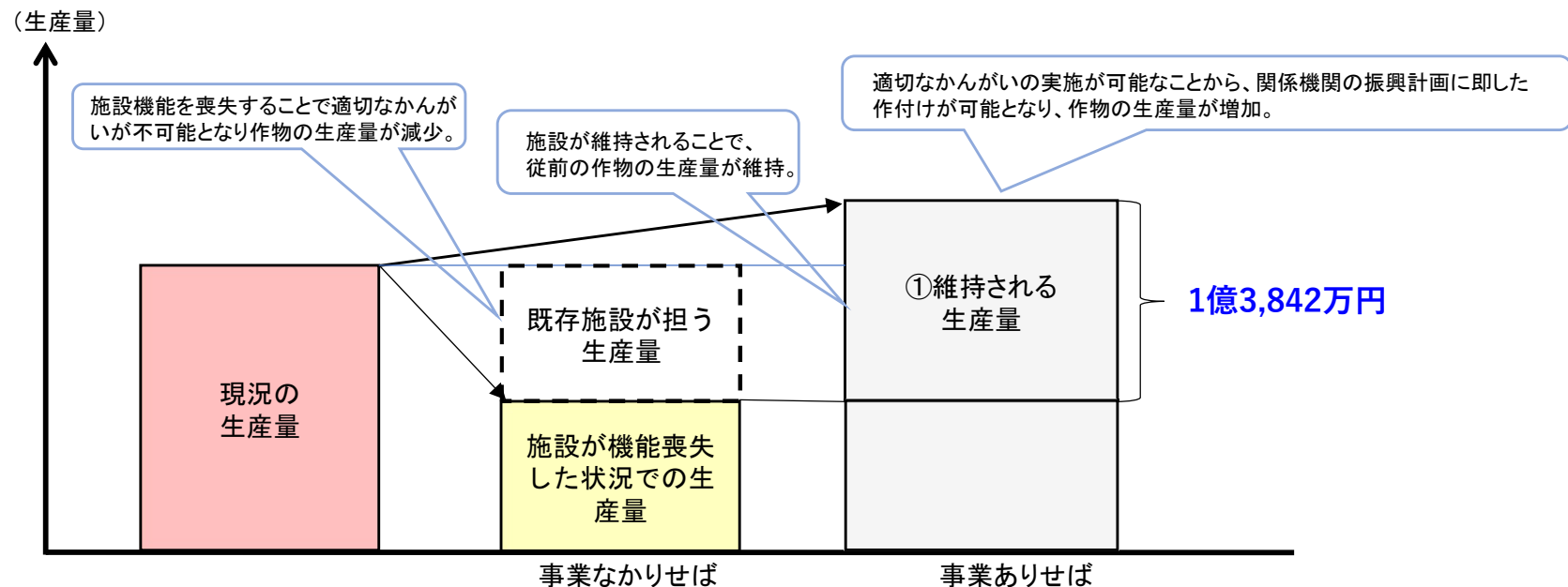
目地部が開き、破損



○用排水路の適正勾配への調整、必要断面への更新を行うことにより、水利用・水管理の効率化・省力化や水利施設の安全性向上を進め、本地域の農業競争力強化を図る。

作物生産効果：農業用排水施設の更新により、作付面積及び単収の増加が図られる効果

※年効果額 1億3,842万円＝(事業ありせば作付面積－事業なかりせば作付面積)×単収×単価×作付増減の純益率



# 水利施設等保全高度化事業【第二多良木地区】

## ○地元の意向

地元（町、改良区、農家）からは、用水路の不同沈下による越水・漏水等による用水不足の解消、用排水路の老朽化による維持管理労力の軽減のため、本事業による用排水施設の早期完了を要望している。

要望書において、

- ・当地域では近年、施設の老朽化による機能低下が著しく、地域の農業経営への影響が懸念されており、再整備が必要な状況との要望が寄せられている。

様

## 2. 農業農村整備事業等の促進について

### 提案の要旨

■農業農村整備事業等の促進及び施設の保全を図られたい。

(関係町村 全町村)

### 現状と課題

熊本県の南部に位置する人吉・球磨地域では、豊かな自然環境を利用した米・畜産・葉たばこ・茶・野菜・果樹などの多彩な農業生産が営まれてきた。更に、地域の観光資源を活かしたグリーン・ツーリズムが盛んに行われるなど、地域振興にとって農業が極めて重要な産業となっている。

しかしながら、昨今の球磨地域の農業は、農産物価格の低迷や農家の減少、担い手の高齢化等により極めて厳しい状況にある。

また、当地域では昭和40年代から基盤整備に取り組み、農地の集約や担い手への集積等により、生産性の高い多様な農業経営が行われてきた。近年は、施設の老朽化による機能低下が著しく、地域の農業経営への影響が懸念されており、再整備が必要な状況である。

このため、当地域の生産性の高い農業をしっかりと維持し、引き続き農業者の所得確保や食料自給率の向上に貢献していくため、老朽化した農業水利施設の計画的な再整備に必要な農業農村整備事業の予算を当初予算において確保していただきたい。

### 【農業農村整備事業等】

1. 農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型）  
（継続地区）岩野地区（水上村、多良木町）
2. 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）  
（継続地区）第二叢谷地区（湯前町）
3. 農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）  
（継続地区）相良地区（相良村、錦町）、棚葉瀬地区（相良村）
4. 農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）  
（継続地区）第二清願寺地区（あさぎり町）
5. 水利施設等保全高度化事業  
（継続地区）第二多良木地区、鮎之瀬地区（多良木町）、二溝地区（湯前町）  
（新規地区）中部地区、松下地区（湯前町）
6. 農山漁村地域整備交付金事業（畑地帯総合整備事業型）  
（継続地区）高原地区（相良村）
7. 農業水路等長寿命化・防災減災事業  
（継続地区）実地区（相良村）
8. 団体営農業農村整備事業  
農業水路等長寿命化・防災減災事業  
（新規地区）高澄溝地区（水上村）

農林業の振興と活力ある農山村の建設に関する提案及び要望

令和7年7月

熊本県球磨郡町村会

## 2 第三笠野原地区（鹿児島県）

事業名：水利施設等保全高度化事業

主要工事：配水路 122km、給水栓 3,350か所

事業工期：平成27（2015）年度～令和12（2030）年度

- ・本地区の畑地かんがい施設は、施設の機能低下や管路の破損を要因とする漏水などの突発事故が発生しており、農業用水の安定供給のため、管路や給水栓をはじめとする畑地かんがい施設の更新を実施している。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに配水路は約7割（79km/122km）、給水栓は約8割（2,497か所/3,350か所）進捗している。
- ・地元（市町、改良区、農家）からは、営農の省力化や農業用水確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和12年度完了に向け、着実に事業を推進する。

## 2 第三笠野原地区（鹿児島県）

○畑地かんがい施設は、近年、老朽化に伴う施設の機能低下や管路の破損を要因とする漏水などの突発事故が発生。

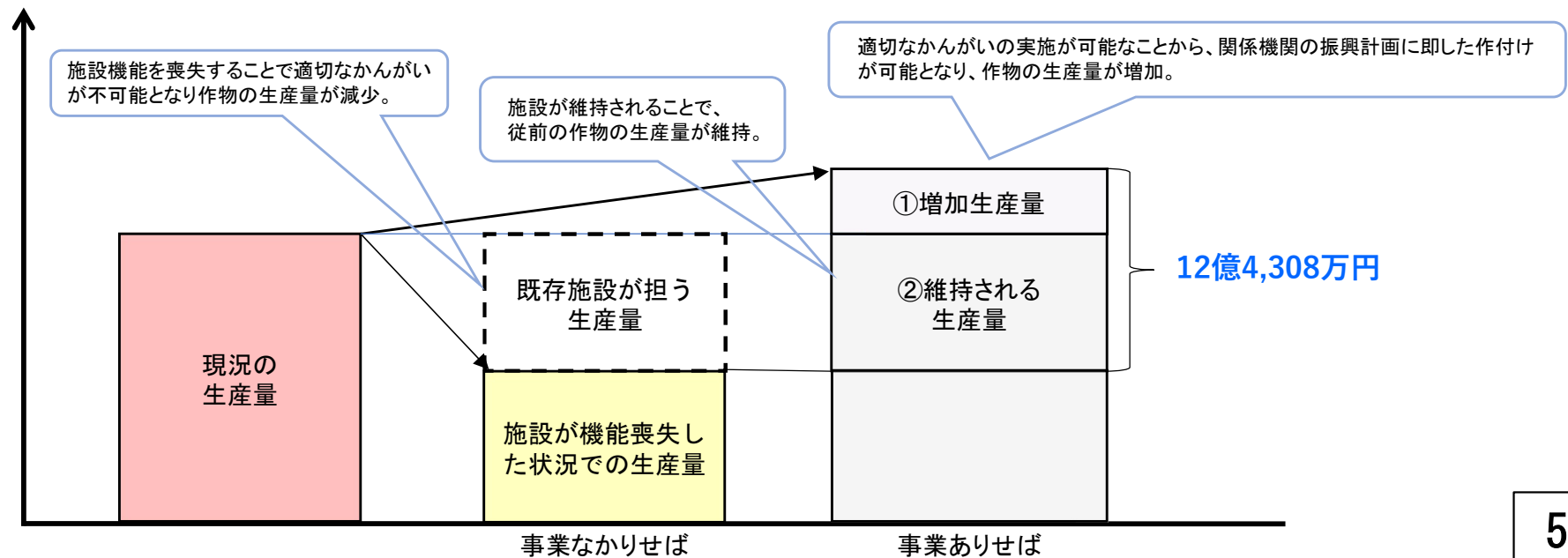


○管路や給水栓をはじめとする畑地かんがい施設の更新することにより、農業用水の安定供給を図り、農業経営の安定と農業所得の維持・向上を図る。

作物生産効果：農業用排水施設の更新により、作付面積及び単収の増加が図られる効果

※年効果額 12億4,308万円＝(事業ありせば作付面積－事業なかりせば作付面積)×単収×単価×作付増減の純益率

(生産量)



# 水利施設等保全高度化事業【第三笠野原地区】

## ○地元の意向

本事業による畑地かんがい施設更新の早期完了を図るため、地元（鹿屋市、肝付町、笠野原土地改良区）が連携し、事業の推進を図っている。

### 笠野原地区畑地かんがい整備促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、笠野原地区畑地かんがい整備促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国営施設機能保全事業（笠野原地区）及び県営第三笠野原地区並びに笠野原地区関連事業の早期完成に向けて、関係諸機関と連携し、事業の推進を図ることを目的とする。

(関係市町)

第3条 本会の関係市町は、鹿屋市及び肝付町とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関に対する請願、陳情、要望
- (2) 地域住民に対する広報、啓発活動
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 別表第1に掲げる職にある者
- (2) その他、会長が必要と認め、總會の承認を経た者

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第7条 会長は、鹿屋市長の職にある者をもって充てる。

- 2 副会長は、笠野原土地改良区理事長の職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、肝付町長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、總會の議決を経て、会長が委嘱する。

(幹事)

第10条 本会に、幹事を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表第2に掲げる職にある者
- (2) その他、会長が必要と認めた者
- 2 幹事長は、鹿屋市農林商工部長の職にある者をもって充てる。

別表第1 (第5条関係)

### 笠野原地区畑地かんがい整備促進協議会委員

役職名	本 務	氏 名
会 長	鹿屋市長	中 西 茂
副会長	笠野原土地改良区理事長	安 藤 和 文
監 事	肝付町長	永 野 和 行
委 員	鹿屋市申良総合支所長	山 下 健 二
委 員	笠野原土地改良区事務局長	東 窪 義 昭
委 員	鹿屋市農林商工部長 (幹事長)	鋳 持 朋 彦

別表第2 (第10条関係)

### 笠野原地区畑地かんがい整備促進協議会幹事

役職名	本 務	氏名
幹事長	鹿屋市農林商工部長	鋳 持 朋 彦
幹 事	笠野原土地改良区事務局長	東 窪 義 昭
幹 事	肝付町農業振興課長	竹之下 記 興
幹 事	鹿屋市申良総合支所産業建設課長	出水沢 彰
幹 事	鹿屋市農林商工部農地整備課長 (事務局長)	黒 岩 修 司

### 3 第二南亀地区（鹿児島県）

事業名：水利施設等保全高度化事業

主要工事：農業用排水施設 110ha、区画整理 27ha

事業工期：平成27（2015）年度～令和10（2028）年度

- ・本地区は、国営かんがい排水事業「徳之島用水地区」にて造成された「徳之島ダム」を水源とした末端畑地かんがい施設（新設）と区画整理等の整備を実施することで、国営事業と一体化した効果を発現させ、これにより農業の生産性向上、農地規模拡大と担い手の育成を図るものである。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに農業用排水施設は約8割（104ha/110ha）、区画整理は約9割（25ha/27ha）、農道は概ね完了、土壌改良は約1割（0.4ha/4.1ha）進捗している。
- ・地元からは、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和10年度完了に向け、着実に事業を推進する。

## 4 第二大和城地区（鹿児島県）

事業名：水利施設等保全高度化事業

主要工事：農業用排水施設 151ha、土壌改良 55ha

事業工期：平成27（2015）年度～令和9（2027）年度

- ・本地区は、国営かんがい排水事業「徳之島用水地区」にて造成された「徳之島ダム」を水源とした末端畑地かんがい施設等の整備（新設）を実施することで、国営事業と一体化した効果を発現させ、これにより農業の生産性向上、農地規模拡大と担い手の育成を図るものである。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに農業用排水施設は約8割（121ha/151ha）、土壌改良は約4割（23ha/55ha）進捗している。
- ・地元からは、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和9年度完了に向け、着実に事業を推進する。

## 5 崎原地区（鹿児島県）

事業名：水利施設等保全高度化事業

主要工事：農業用排水施設 149ha、区画整理 21ha

事業工期：平成27（2015）年度～令和10（2028）年度

- ・本地区は、国営かんがい排水事業「徳之島用水地区」にて造成された「徳之島ダム」を水源とした末端畑地かんがい施設（新設）と区画整理等の整備を実施することで、国営事業と一体化した効果を発現させ、これにより農業の生産性向上、農地規模拡大と担い手の育成を図るものである。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに農業用排水施設は約9割（130ha/149ha）進捗しており、区画整理は未実施である。
- ・地元からは、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和10年度完了に向け、着実に事業を推進する。

## 6 第一花徳地区（鹿児島県）

事業名：水利施設等保全高度化事業

主要工事：農業用排水施設 163ha、土層改良 104ha

事業工期：平成22（2010）年度～令和10（2028）年度

・本地区は、国営かんがい排水事業「徳之島用水地区」にて造成された「徳之島ダム」を水源とした末端畑地かんがい施設等の整備（新設）を実施することで、国営事業と一体化した効果を発現させ、これにより農業の生産性向上、農地規模拡大と担い手の育成を図るものである。

・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに農業用排水施設は概ね完成（162ha/163ha）、土層改良は約5割（55ha/104ha）進捗している。

・地元からは、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了が望まれている。

・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和10年度完了に向け、着実に事業を推進する。

# 水利施設等保全高度化事業【第二南亀、第二大和城、崎原、第一花徳地区】

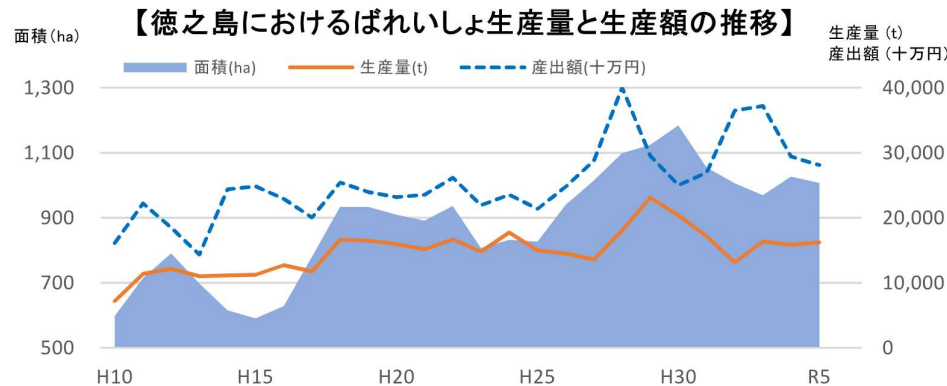
## 事業の効果

### ○農業生産性の向上

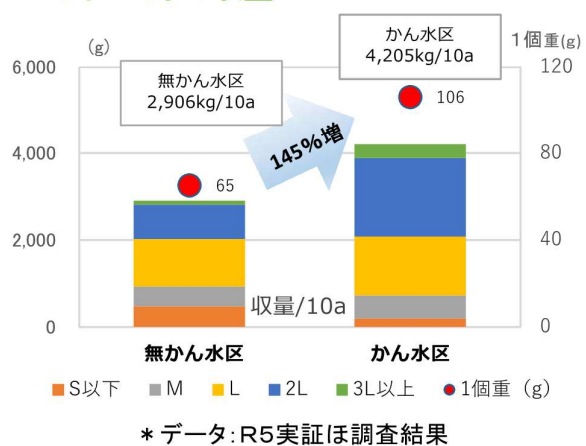
実証ほ場におけるばれいしょの栽培実験の結果、かん水区と無かん水区では収量・品質及び収益性に大きな差が生じることが確認されており、徳之島における作付面積、産出額は増加傾向にある。

### ○かん水効果の広報・周知

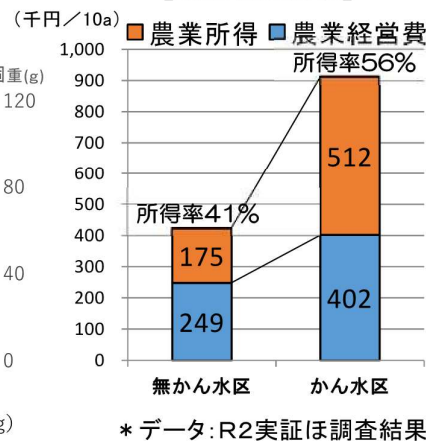
農業試験場におけるさとうきび及びばれいしょの栽培実験の結果、かん水区と無かん水区では収量・所得に大きな差が生じることが各印されており、当該結果は町報等とともに配布されており、島内に広く周知されている。



【10a当たり収量・品質】  
ばれいしょの収量UP



【収益性の比較】



## 《農業所得》 畑かん整備で、こんなに違う！！

### ◆さとうきびの事例

・栽培ほ場 伊仙町木之香 ・品種 農林30号  
・作型 株出し ・かん水期間 7月～9月

区分	単収 (kg/10a)	販売額 (円)	経費等 (円)	所得 (円)
かん水区	10,575	229,583	146,571	83,012
無かん水区	8,075	175,308	127,721	47,587
差	2,500	54,275	18,850	35,425

\* 経費は地区の収益性標準に準じて試算

10a当たり、**単収が2,500kg増加**

水利料金(5,000円)を差し引いても、**所得が約3万5千円増加**

### ◆ばれいしょの事例

・栽培ほ場 天城町兼久 ・品種 ニシユタカ(冷蔵種子)  
・植付日 令和2年11月3日 ・かん水期間 植付後1ヶ月

区分	単収 (kg/10a)	販売額 (円)	経費等 (円)	所得 (円)
かん水区	2,955	913,095	401,564	511,531
無かん水区	1,370	423,330	248,629	174,701
差	1,585	489,765	152,935	336,830

\* 経費は地区ばれいしょの収益性標準に準じて試算

\* 販売額はR2産の市場平均販売価格を基に算出

10a当たり、**単収が約1,600kg増加**

水利料金(5,000円)を差し引いても、**所得が約33万7千円増加**

**\*約66年間分の水利用料金に相当**

## ○地元の意向

地元（市、改良区、農家）からは、営農の省力化や農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業による用水施設（畑地かんがい）の早期完了を要望している。

要望書において、

- ・ 国営附帯県営事業を含めた大規模畑地かんがい事業を着実に推進できるよう、必要な当初予算を確保すること。

との要望が寄せられている。

## 鹿児島県 奄美群島

農業農村整備事業の令和8年度予算等に関する

## 要 望 書



## 南の宝箱 鹿児島

令和7年5月

奄美群島農業農村整備事業推進協議会

## 要望の内容

奄美群島独自の農業の持続的発展や農村の振興を図るため、「食料・農業・農村基本法」に基づく国の基本計画や施策展開に即して、競争力強化・国土強靱化に資する農業農村整備事業を計画的かつ効率的に推進している。このため、

- 1 奄美群島農業農村整備事業の事業効果の早期発現に向けて、必要な当初予算を安定的に確保すること
- 2 国営附帯県営事業を含めた大規模畑地かんがい事業を着実に推進できるよう、必要な当初予算を確保すること

## 7 第三新富地区（鹿児島県）

事業名：農業競争力強化農地整備事業

主要工事：区画整理 68ha

事業工期：平成27(2015)年度～令和12(2030)年度

- ・本地区は、区画及び道路幅員が狭小で、用排水路が未分離であるため、区画整理と併せて農道、用排水路及び暗渠排水の整備を実施することにより、農作業の効率化と省力化を図り、農地集積及び水田の汎用化を促進するものである。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに区画整理は約6割（39ha/68ha）進捗しており、事業効果の早期発現に向け、計画的に整備を進める。
- ・事業を契機に、担い手への農地集積が進んでいる（集積率：約29%（H25）→約51%（R6））。なお、令和6年度までに整備が完了した農地の担い手への集積は約55%（R6）である。
- ・地元（受益者、町及び土地改良区）からは、農作業の効率化と省力化、農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、早期の事業完了を要望されている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境との調和への配慮を行いながら、令和12年度完了に向け、計画的に事業を推進する。

# 農業競争力強化農地整備事業【第三新富地区】

## 事業の効果

基盤整備により区画の拡大、農道の拡幅、用水のパイプライン化等、生産基盤条件が改善され、担い手が経営規模拡大しやすい農地が整備されている。

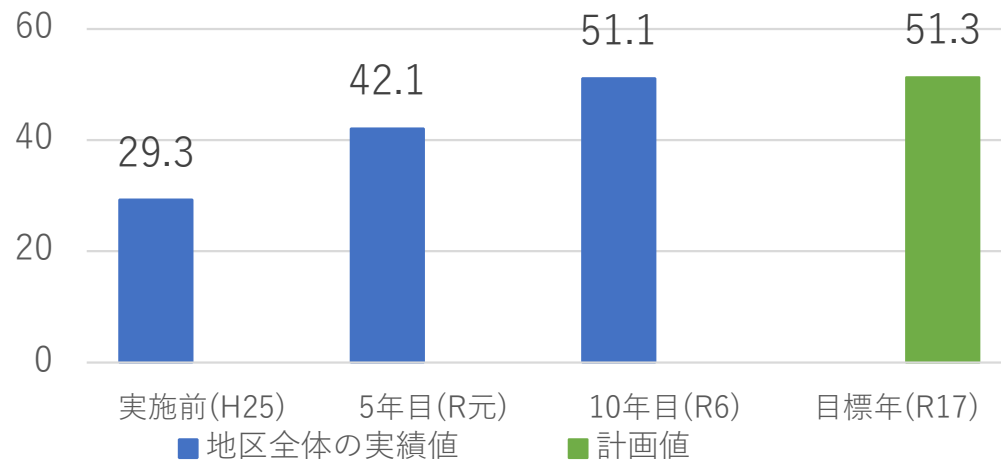


区画の拡大 (10a→1ha)



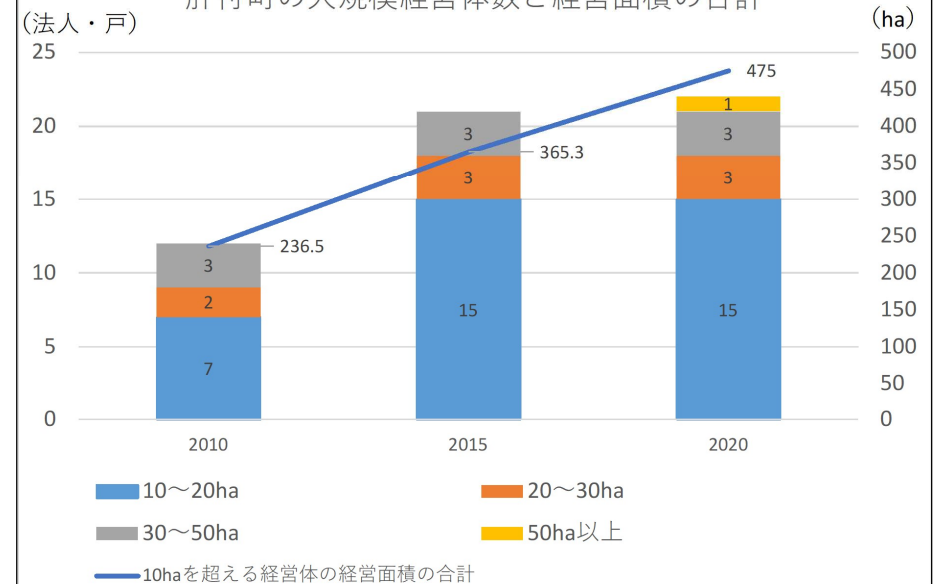
農道の拡幅

### 担い手への農地利用集積率(%)



※令和6年度までに整備が完了した農地39haの担い手への集積率は令和6年度時点で54.7%

### 肝付町の大規模経営体数と経営面積の合計



# 農業競争力強化農地整備事業【第三新富地区】

## 農家の声



- ・地下水位が高く、排水性の悪い地帯で、農耕牛でやっていた頃から苦労して営農をしてきた。
- ・担い手の経営面積拡大よりも、農家の高齢化による耕作離れが加速している。
- ・隣接の第二新富地区や新富地区は、基盤整備が完了しており、担い手が利用権を結んでいるが、本地区は未整備地であり、借りてくれない。
- ・早期に整備を進めてほしい。



## 地元の意向



本地区は2つの整備完了地区（新富地区・第二新富地区）に囲まれた水田地帯であり、水稻を基幹とした営農が行われている。畜産農家も多く、露地野菜との複合経営も盛んな地域である。

受益者、町及び土地改良区は、農作業の効率化と省力化、農業用水の確保による農業経営の安定及び生産性向上のため、本事業の早期完了を要望している。

## 8 東与賀地区（佐賀県）

事業名：農村地域防災減災事業

主要工事：用排水路工 20km

事業工期：平成27（2015）年度～令和8（2026）年度

- ・本地区の用排水路は、農業用水を貯留・送水する機能のほか、大雨時は洪水を一時的に貯留し、周辺地域の湛水被害を軽減する洪水調節機能など、多面的機能を有している。事業を実施することにより、本地域全体として農業経営の安定と国土保全を図るものである。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに用排水路は約8割（17km/20km）進捗している。
- ・地元（市、土地改良区及び農家）からは、近年において予測しがたい集中豪雨等が頻発していることから、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和8年度完了に向け、着実に事業を推進する。

## 8 東与賀地区（佐賀県）

目的：佐賀市東与賀地域の用排水路工（20km）を整備することにより、湛水被害を未然に防止し、本地域全体として農業経営の安定と国土保全を図るものである。

### ■ 実施主体：佐賀県

### ■ 事業進捗

①事業費 1,219百万円/1,597百万円(76.3%)

②事業量 用排水路工 L=17/20km (85.0%)

### ○ 効果

(整備前)

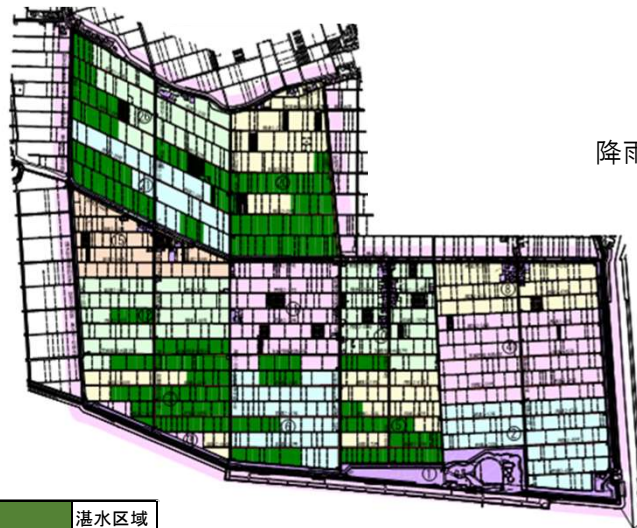
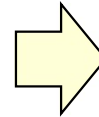


(整備後)



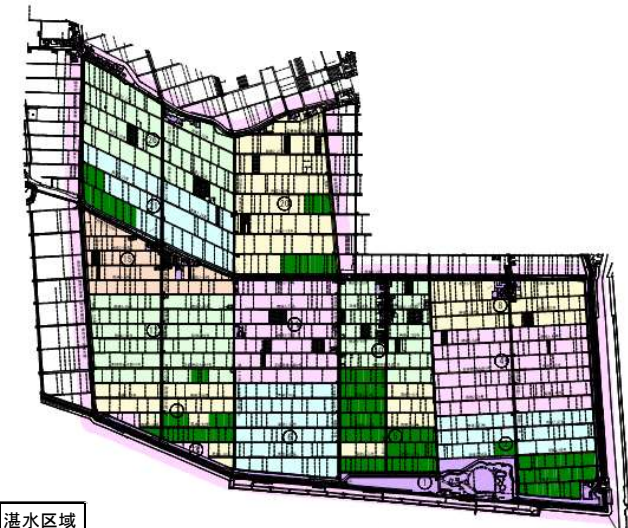
事業を実施しなかった場合  
被害想定面積 82.26ha

事業を実施した場合  
被害想定面積 40.17ha



被害面積の削減42.09ha(約49%)減少

降雨条件：計画基準降雨（1/10確率）34.0mm/hr



## 提 案 書

（要旨）

筑後川下流土地改良事業  
令和8年度予算の確保及び  
関連施策の推進について



筑後大堰を望む

令和7年11月

筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会

### 1. 農業農村整備事業予算の確保

#### ① 国営及び関連事業に対する十分な予算の確保

- 【現状】
- ・国営筑後川下流土地改良事業は完了（H30）したが、関連事業は実施中
  - ・施設の老朽化が著しく、適正な維持管理に支障
  - ・関連事業と共に施設の機能保全対策を展開中

#### ○国営事業

国営施設機能保全事業	筑後川下流福岡地区（H29～R8）	福岡県	R6まで 進捗率 79%
国営総合農地防災事業	筑後川下流右岸地区（H24～R12）	佐賀県	進捗率 70%

国営総合農地防災事業（着工前・着工後）

#### 【国営】

事業効果が高く  
地元の期待は大  
⇒ 計画的な  
事業推進を

法面の浸食と農地被害



国営（ブロックマット工法）



#### ○関連事業

農業競争力強化 基金整備事業	a) 農業競争力強化基金整備事業経営体育成型 ・県営ほ場整備（3地区） b) 水利施設等保全高度化事業農地集積促進型 ・県営かんがい排水事業（3地区）	佐賀県	R6まで a) 進捗率 86% b) 進捗率 80%
農村地域防災減災事業	用排水施設等整備事業 地盤沈下対策事業 ・県営地盤沈下対策事業（1地区）	佐賀県	進捗率 96%
農村地域防災減災事業	用排水施設等整備事業 ・県営クレーク機能保全対策（12地区）	佐賀県	進捗率 74%

県営ほ場整備事業



県営かんがい排水事業



県営地盤対策事業



#### 【関連県営】

国営事業の効果を  
共に享受したい  
⇒ 効果の  
早期発現を



#### ○国営及び関連事業に対する予算の確保について

- ・農業農村整備事業は、本地域の農業振興と安全・安心な暮らしを支えている。
- ・国営事業に続き、持続的に発展できるよう事業推進が必要である。

計画的な執行を行うための予算の確保が必要です。

## 9 東門寺2期地区（熊本県）

事業名：農村地域防災減災事業

主要工事：集水路 1 km、承水路 1 km、水兼農道 3 km

事業工期：平成22（2010）年度～令和10（2028）年度

- ・本地区は、排水施設（集水路・承水路・水兼農道）を整備し受益地内の排水を適切に流下させることにより農地の保全を図り、農業経営の安定と国土保全を図る。
- ・平成22年度の事業開始以降、令和6年度までに排水施設のうち集水路約9割（0.9km/1 km）、承水路約6割（0.6km/1 km）、水兼農道約9割（2.6km/3 km）の整備が進捗している。
- ・地元（市、土地改良区、農地保全事業組合及び農家）からは、降雨に伴う農地の浸食・崩壊等を防止するため、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和10年度完了に向け、着実に事業を推進する。

# 9 東門寺2期地区（熊本県）

目的：本地区は、排水施設（集水路・承水路・水兼農道）を整備し受益地内の排水を適切に流下させることにより農地の保全を図り、農業経営の安定と国土保全を図る。

■ 実施主体：熊本県

■ 事業進捗

①事業費 883百万円/ 1,337百万円（66%）

②事業量 集水路 L=0.9km/1km（90%）  
 承水路 L=0.6km/1km（60%）  
 水兼農道 L=2.6km/3km（87%）

○ 効果

事業を実施することで被害軽減が図られる。

資産名 \ 年被害軽減額	事業前被害額 (千円)	事業後被害額 (千円)	被害軽減額 (千円)
農地	137,210 (190か所)	133	137,077
道路	56,066 (1,734㎡)	50	56,016
道路・水路 (自力復旧)	225,539 (768ヶ所)	408	225,131
農地・農作物 (自力復旧)	142,540 (253.4t)	274	142,266

(整備前)



(整備後)



### ①農地保全事業

要望者：東門寺農地保全事業組合長

令和7年8月1日現地にて、農業団体からの下記要望事項について、県が市や農業団体に対して回答を行っている。

#### 〔要望内容〕

・本地区は急傾斜地域の樹園地帯であり、降雨等により農地の侵食や崩壊が進んでいることから、早期の事業完了を要望する。

### 回答：県央農地整備課

（確認：農地整備課）

まず、黒石2期については、水兼農道工の整備と併せて未整備箇所の樹木の補償調査や用地買収補償を行って参ります。

東門寺2期地区については、関係者の御協力により買収困難箇所を除き概ね用地買収が完了しており、水兼農道工の整備を進めて参ります。また、用地の課題については、用地交渉結果を踏まえ、今後の対応方針について地元と協議しながら事業の早期完了を目指していきます。

今後、両地区とも地形条件が厳しい区域の施工が続きます。事業を円滑に進めるため、計画的な用地の取得や地元調整等に努めて参ります。

## 10 松原地区（熊本県）

事業名：農村地域防災減災事業

主要工事：排水機場 1か所、導水路 1km

事業工期：平成27（2015）年度～令和9（2027）年度

- ・本地区は、流域開発や降雨量増加によるポンプ本体の老朽化や流出量の増加のため、湛水被害が年々増加していることから、排水機場の更新及び導水路の新設を行い、湛水災害を防止する。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに排水機場の樋門工、下部工、建屋工と導水路約7割（0.7km/1km）の整備が進捗している。
- ・湛水被害が年々増加しており、地元（市、土地改良区及び農家）から一刻も早い排水機場の稼働を求める要望があり、本事業の早期完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和9年度完了に向け、着実に事業を推進する。

# 10 松原地区（熊本県）

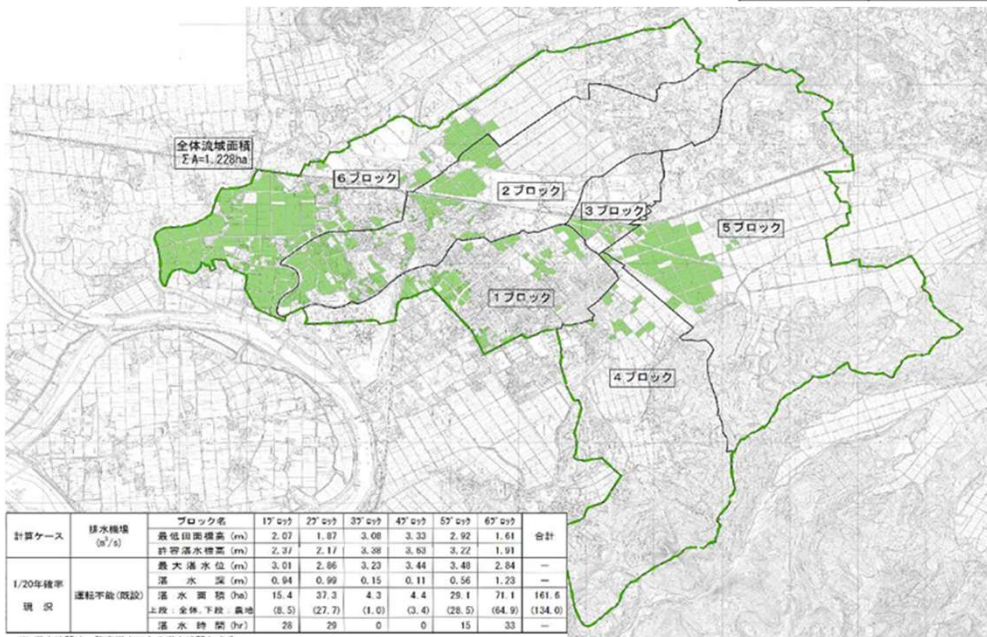
効果概要：本地区は、流域開発や降雨量増加によるポンプ本体の老朽化や流出量の増加のため、湛水被害が年々増加していることから、排水機場の更新及び導水路の新設を行い、湛水災害を防止する計画である。

■ 実施主体：熊本県

■ 対策の概要：

- 昭和57年に湛水防除事業で設置された排水機場は、流域開発や降雨量の増加による流出量が増加し、さらに、ポンプ本体の老朽化により当該受益地127haでは湛水被害を受けていた。

計画時点(平成10年)湛水被害エリア(126.5ha)  
(流域面積1,228ha、1/20確率降雨)



計算ケース	排水機場 (m <sup>2</sup> /s)	ブロック名	17号	27号	37号	47号	57号	67号	合計	
			最低田面標高(m)	許容湛水標高(m)	最大湛水位(m)	湛水深(m)	湛水面積(ha)	上段:全体		下段:農地
1/20年確率 現況	運転不能(既設)	最低田面標高(m)	2.07	1.87	3.08	3.33	2.92	1.61		
		許容湛水標高(m)	2.37	2.17	3.38	3.63	3.22	1.91		
		最大湛水位(m)	3.01	2.86	3.23	3.44	3.48	2.84		
		湛水深(m)	0.94	0.99	0.15	0.11	0.56	1.23		
		湛水面積(ha)	15.4	37.3	4.3	4.4	29.1	71.1	161.6	
		上段:全体	(8.5)	(27.7)	(1.0)	(3.4)	(28.5)	(64.9)	(134.0)	
		湛水時間(hr)	26	29	0	0	15	33		

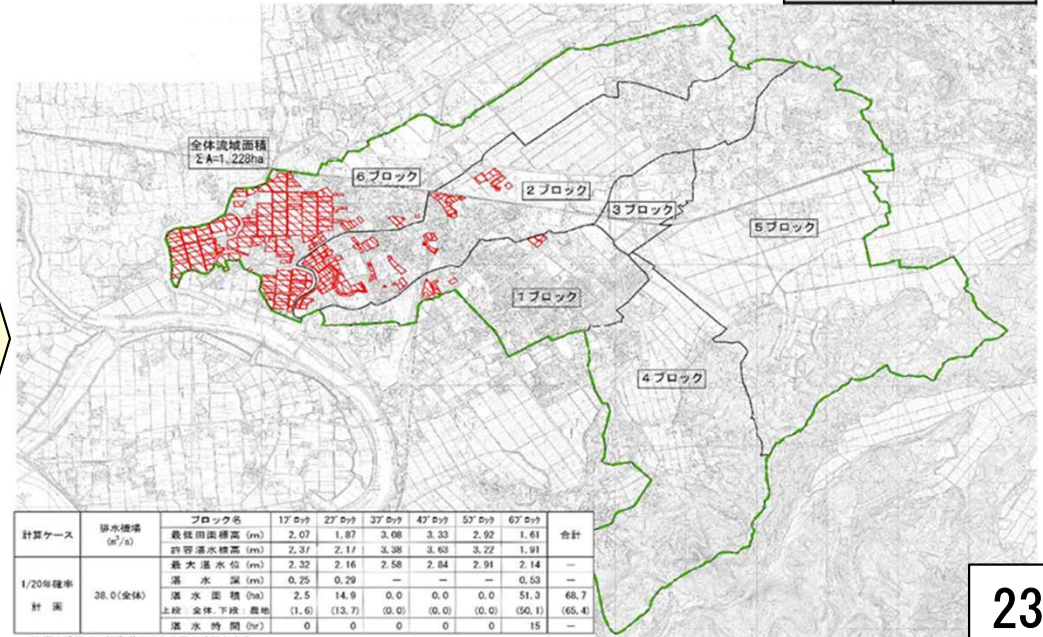
※ 湛水時間は、許容湛水以上の湛水時間とする。

■ 全体事業費：6,408百万円（計画総事業費：5,560百万円）

■ 効果：

- 湛水被害エリアの縮小(126.5ha→65.4ha)に向けては、現在、導水路0.7kmが整備済みであるが、排水機場が未了であり、湛水被害が軽減されていない。
- 地元農家は、湛水被害が年々増加していることから、一刻も早い完了を望んでいる。

事業完了時点(令和9年)湛水被害エリア(65.4ha)  
(流域面積1,228ha、1/20確率降雨)



計算ケース	排水機場 (m <sup>2</sup> /s)	ブロック名	17号	27号	37号	47号	57号	67号	合計
			最低田面標高(m)	許容湛水標高(m)	最大湛水位(m)	湛水深(m)	湛水面積(ha)	上段:全体	
1/20年確率 計画	38.0(全体)	最低田面標高(m)	2.07	1.87	3.08	3.33	2.92	1.61	
		許容湛水標高(m)	2.37	2.17	3.38	3.63	3.22	1.91	
		最大湛水位(m)	2.32	2.16	2.58	2.84	2.91	2.14	
		湛水深(m)	0.25	0.29	—	—	—	0.53	
		湛水面積(ha)	2.5	14.9	0.0	0.0	0.0	51.3	68.7
		上段:全体	(1.6)	(13.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.1)	(66.4)
		湛水時間(hr)	0	0	0	0	0	15	

※ 湛水時間は、許容湛水以上の湛水時間とする。

## 第4期市長マニフェストの進捗状況を公表します！

令和4年度から令和7年度までを期間とする第4期市長マニフェストについて、達成に向けたこれまでの市の取組と進捗状況を報告します。

### 【進捗状況】

- ◎：達成
- ：進捗は順調で目標年度までに達成見込
- △：進捗は遅延しており目標年度までに達成困難
- ：実施方法を検討中である等の理由で未着手
- ×：計画を中止・休止

【問い合わせ先】企画課企画係27-3305

マニフェスト	取組部署	目標年度	達成基準	これまでの取組	達成状況
<b>1 安心・安全のまち</b>					
1-01	商工観光課 商工振興係	R5	新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した市内中・小規模事業者に対し、給付金を支給することで、経営支援を行います。 【達成基準】補助金等の創設及び給付を行います。	令和4年3月30日に「宇土市小規模経営支援累進給付金交付要綱」を創設しました。新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した市内中・小規模事業者99件に対し、合計で61,500千円の給付を行いました。	◎
1-01	農林水産課 農業振興係	R4	新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化した農業者に対し、経済的支援を行います。 【達成基準】新型コロナウイルスによる影響等を踏まえ、現在実施している支援事業を継続・拡充又は新設することで、より効果の高い支援を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業総収入が減少した農業者に対し「宇土市農業者支援累進給付金」や、燃油価格高騰の影響を受けた施設園芸農業者及び葉たばこ農業者に対しA重油・灯油等の購入量に基づく「宇土市施設園芸用燃油価格高騰対策給付金」、「宇土市葉たばこ乾燥用等燃油価格高騰対策給付金」を交付し、経済的支援を行いました。	◎
1-01	農林水産課 林務水産係	R4	新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化した林漁業者に対し、経済的支援を行います。 【達成基準】新型コロナウイルスによる影響等を踏まえ、現在実施している支援事業を継続・拡充又は新設することで、より効果の高い支援を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業総収入が減少した林漁業者に対し「宇土市林漁業者支援累進給付金」や、燃油価格高騰の影響を受けた漁業者に対し「宇土市漁業者燃油価格高騰対策給付金」を交付し、経済的支援を行いました。	◎
1-01	福祉課 福祉政策係	R4	新型コロナウイルス感染症の影響による低収入世帯及び低所得者に対し、経済的支援を行います。 【達成基準】 ・低所得者世帯等臨時特別給付金支給事業：対象と思われる世帯への給付 ・生活困窮者自立支援金再支給世帯独自給付金支給事業：支給率100%に近づける。	低所得者世帯等に対し「低所得者世帯等臨時特別給付金」（支給率98%）、及び生活困窮者に対し「生活困窮者自立支援金再支給世帯独自給付金」（支給率93%）を交付し、経済的支援を行いました。	◎
1-01	子育て支援課 子育て給付係	R4	新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯の低収入世帯及び低所得者に対し、経済的支援を行います。	国が低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金制度」を実施することに伴い、その対象にならない低所得の子育て世帯に対し、市独自の支援策として「令和4年度宇土市子育て世帯生活応援特別給付金支給事業」を実施しました。	◎
1-02	農林水産課 農地整備係	R8	熊本県が事業主体の湛水防除事業において、現在進行中の排水機場施設の工事管理を推進し、R8.6供用開始を目指します。 排水能力の効果促進のため、排水機場までの船場川等の改修を土木課と連携し並行して行っています。	松原排水機場については、早期の稼働に向けて、下部工・建屋工・ポンプ工・電気工・除塵設備工の整備に着手しました。また、船場川等の改修については、土木課において旭団地周辺の整備を進めています。	○
1-02	土木課 管理建設係	R8	排水能力の効果促進のため、船場川の改修に加え、船場川や大坪川に流れ込む水路等の改修・浚渫を行います。	船場川の護岸整備については、早期の稼働に向けて、旭団地周辺で継続して河川改修工事を進めています。 大坪川では、河川改修に伴う橋梁工事を行っています。	○

## 11 竜北地区（熊本県）

事業名：農村地域防災減災事業

主要工事：排水機場 1か所、導水路 3km

事業工期：平成27（2015）年度～令和12（2030）年度

- ・本地区は、排水機場や導水路の老朽化、さらには降雨量増加や流域開発による流出量の増加のため、湛水被害が年々増加していることから、排水機場及び導水路の更新を行い、湛水災害を防止する。
- ・平成27年度の事業開始以降、令和6年度までに排水機場の樋門工、下部工、建屋工と導水路約3割（1km/3km）の整備が進捗している。
- ・近年の突発的な豪雨や台風等による湛水被害が継続しており、地元（町、土地改良区及び農家）からは早期の事業完了が望まれている。
- ・引き続き、コスト縮減を図りつつ、環境等への調和に配慮しながら、令和12年度完了に向け、着実に事業を推進する。

# 11 竜北地区（熊本県）

効果概要：本地区は、排水機場や導水路の老朽化、さらには降雨量増加や流域開発による流出量の増加のため、湛水被害が年々増加していることから、排水機場及び導水路の更新を行い、湛水災害を防止する計画である。

■ 実施主体：熊本県

■ 対策の概要：

○ 昭和56年に湛水防除事業で設置された排水機場や導水路は、老朽化が進行し、さらには降雨量増加や流域開発による流出量の増加もあって、当該事業受益214.5haでは湛水被害を受けていた。

このため、氷川排水機場及び導水路を再整備するものである。

■ 全体事業費：7,315百万円（計画総事業費：6,500百万円）

■ 効果：

○ 湛水被害エリアの縮小(214.5ha→35.9ha)に向けて、現在、排水機場の樋門工、下部工、建屋工、導水路1kmが整備済みであるが、排水機場が未了であり、湛水被害が軽減されていない。

○ 地元は、近年の突発的な豪雨や台風等による湛水被害が年々増加しており、早期の完成を望んでいる。

計画時点(平成27年)湛水被害エリア(214.5ha)

(流域面積771ha、1/20確率降雨)

湛水防除事業凡例

湛水被害エリア

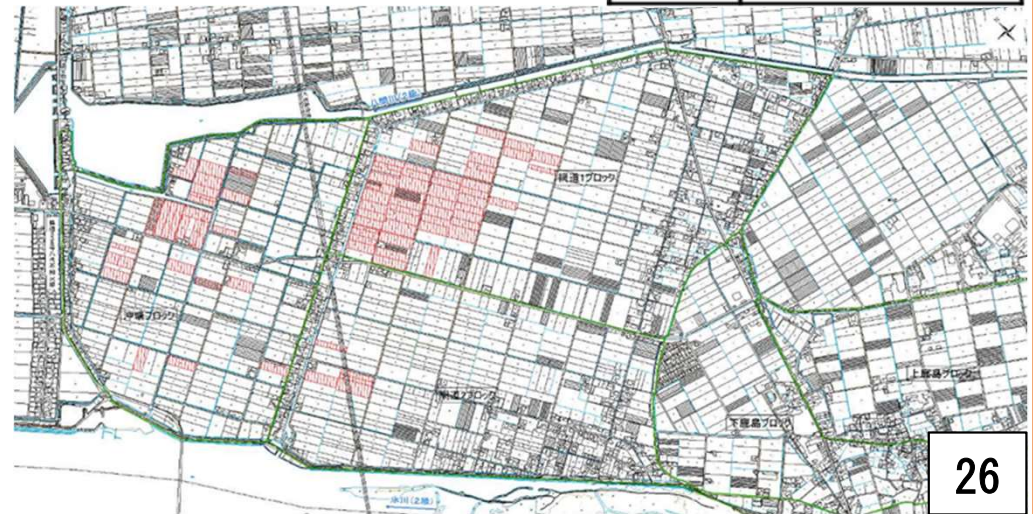


事業完了時点(令和12年)湛水被害エリア(35.9ha)

(流域面積771ha、1/20確率降雨)

湛水防除事業凡例

湛水被害エリア



## 要 望 書



令和7年5月

熊本県氷川町

ますが、排水機場では老朽化による不具合が発生しているほか、排水路の埋塞や用水路の漏水など、営農に支障を来す状況も見られるようになり、施設の更新整備が課題となっています。

このようなことから、これまでに町では、県や地元と連携し更新整備事業の実施に向けた取り組みを進め、令和5年度に県営若洲地区水利施設等保全高度化事業及び県営不知火干拓地区農業競争力強化農地整備事業の事業採択を受け、現在各事業による整備を進めているところです。

つきましては、今後の計画的な事業実施に向け、当初予算での必要な予算の確保について、特段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

### 2. 湛水防除事業の推進

#### ・氷川排水機場更新整備事業

本町の竜北地区は、昭和56年に県営湛水防除事業で設置された氷川排水機場により排水対策を行っていますが、設置後40年以上経過していることから機器の老朽化が見られ、また、近年の降雨形態の変化により湛水被害が度々発生し、営農に支障が生じています。

そのため、平成27年度に竜北地区農村地域防災減災事業（湛水防除事業）として事業採択を受け、排水機場及び導水路の整備を進めており、昨年度までに、排水機場及び導水路の一部区間の整備を実施しています。

当事業は、当地区の農業の持続的発展だけではなく、周辺住民の

生命財産をも守るものであり、一刻も早い事業完了が望まれています。

つきましては、当地区の排水対策が早期に実現しますよう、引き続き、計画的な事業実施に向けた当初予算での必要な予算の確保について、特段のご配慮をよろしく願います。

## ・砂川排水機場更新整備事業

本町と宇城市に受益が跨る砂川地区では、多岐に渡る農業経営が展開される一方で、干拓低平地のためこれまで度々冠水被害を受けておりましたが、昭和58年に砂川排水機場が設置されたことで、近年では施設園芸作物をはじめ多種多様な作物が栽培されています。

これらの農業は排水機場によって下支えされていますが、老朽化による不具合が頻発しており、早急な更新整備が課題となっていたことから、宇城市、県、地元と連携し、更新整備事業の実施に向けた取り組みを進め、令和3年度に県営砂川地区農村地域防災減災事業（湛水防除事業）として事業採択を受け、現在排水機場本体工事に着手したところです。

つきましては、当地区の排水対策が早期に実現しますよう、引き続き、計画的な事業実施に向けた当初予算での必要な予算の確保について、特段のご配慮をよろしく願います。

## 3. 海岸堤防の強化

本町にとって、農地海岸は優良な農地とそこでの農業生産活動を守るため極めて重要な役割を担っています。

そのような中、平成28年に発生した熊本地震では、本町の和鹿島海岸において甚大な被害が発生しましたが、国の直轄代行により早期復旧を実施していただきました。改めて感謝申し上げます。

しかしながら、本町は日奈久断層帯を抱えており、今後起こりうる地震災害から人命や財産を守るには、海岸堤防の強化が急務の課題となっています。

つきましては、地域の安全と安心のために、熊本県が実施する和鹿島海岸堤防を含む八代海沿岸海岸保全基本計画に基づく老朽化対策事業の計画的な事業実施に向け、当初予算での必要な予算の確保について、特段のご配慮をよろしく願います。

令和7年5月26日

熊本県八代郡氷川町長

藤本一臣

熊本県八代郡氷川町議会議長

米村洋